

平成24年11月28日（水曜日）第1号

○議事日程	1 頁
○本日の会議に付した事件	1 頁
○出席議員	1 頁
○欠席議員	2 頁
○説明のため出席した者	2 頁
○職務のため出席した事務局職員	3 頁
○開会宣告	4 頁
○開議宣告	4 頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	4 頁
○日程第 2 会期の決定	4 頁
○諸般の報告	4 頁
○日程第 3 議案第107号から 日程第 7 議案第111号まで	4 頁
○委員会付託省略の議決	5 頁
○閉会宣告	9 頁
署名	11 頁
参考資料	
○議決結果表	13 頁

平成24年五所川原市議会第4回臨時会会議録（第1号）

◎議事日程

平成24年11月28日（水）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 議案第107号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度五所川原市一般会計補正予算（第3号））
 - 第 4 議案第108号 五所川原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 5 議案第109号 五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 6 議案第110号 五所川原市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 7 議案第111号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（26名）

1番	花田	進	議員	2番	鳴海	初男	議員
3番	山田	善治	議員	4番	工藤	武則	議員
5番	山田	和宗	議員	6番	木村	慶憲	議員
7番	成田	和美	議員	8番	吉岡	良浩	議員
9番	伊藤	永慈	議員	10番	山口	孝夫	議員
11番	木村	博	議員	12番	古川	幸治	議員
13番	秋元	洋子	議員	14番	稲葉	好彦	議員
15番	松野	武司	議員	16番	寺田	武造	議員
17番	桑田	茂	議員	18番	阿部	春市	議員
19番	福士	寛美	議員	20番	加藤	磐	議員
21番	木村	清一	議員	22番	川浪	茂浩	議員

23番 磯 辺 勇 司 議員
25番 三 瀨 春 樹 議員

24番 平 山 秀 直 議員
26番 葛 西 収 三 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（27名）

市 長	平 山 誠 敏
副 市 長	三 上 裕 行
総 務 部 長	小田桐 宏 之
財 政 部 長	佐 藤 明
民 生 部 長	高 橋 勇 公
福 祉 部 長	工 藤 勝
経 済 部 長	島 谷 淳
建 設 部 長	菊 池 司
上下水道部長	對 馬 隆 博
会 計 管 理 者	岩 川 静 子
教 育 委 員 長	阿 部 育 也
教 育 長	長 尾 孝 紀
教 育 部 長	福 井 定 治
選挙管理委員会 委 員 長	白 川 昭 磨
選挙管理委員会 事 務 局 長	岩 崎 明 彦
監 査 委 員	山 本 將 雄
監 査 委 員 事 務 局 長	前 田 晃
農業委員会会長	斎 藤 靖 裕
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小山内 洋 一
人 事 課 長	櫛 引 和 雄
財 政 課 長	三 橋 大 輔
市 民 課 長	山 中 均
保 護 福 祉 課 長	長 尾 功 一

商工観光課長	古川貞治
土木課長	蒔苗司
上下水道部 総務課長	今眞
教育総務課長	諏訪秀清

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	佐藤文治
次長	浅利寿夫

午前10時08分 開会

◎開会宣告

○工藤武則議長 おはようございます。ただいまの出席議員26名、定足数に達しております。

これより平成24年五所川原市議会第4回臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○工藤武則議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○工藤武則議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、9番、伊藤永慈議員、10番、山口孝夫議員、11番、木村博議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○工藤武則議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤武則議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○工藤武則議長 次に、諸般の報告をいたします。

監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。報告書は、お手元に配付しておりますので、御了承願います。

◎日程第3 議案第107号から

日程第7 議案第111号まで

○工藤武則議長 次に、日程第3、議案第107号 専決処分の承認を求めることについてから日程第7、議案第111号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の

制定についてまでの5件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 一登壇一

平成24年五所川原市議会第4回臨時会の開会に当たり、提案いたしました議案の提案理由を御説明いたします。

議案第107号は、専決処分承認を求めることについてであります。平成24年度五所川原市一般会計補正予算（第3号）を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第108号は、五所川原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市議会議員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案第109号は、五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市長等の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案第110号は、五所川原市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。教育長の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案第111号は、五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。青森県人事委員会の勧告に準じ、職員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

以上が本臨時会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○工藤武則議長 お諮りいたします。

ただいまの議題となっております議案5件については、委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○工藤武則議長 御異議なしと認めます。

よって、以上の5件については委員会付託を省略し、直ちに審議することに決まら

た。

○**工藤武則議長** 初めに、議案第107号 専決処分の承認を求めることについて質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤武則議長** 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤武則議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第107号は承認することに決しました。

○**工藤武則議長** 次に、議案第108号 五所川原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第111号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての4件について質疑を行います。

1番。

○**1番 花田 進議員** それでは、議案第111号について質問します。4点ありますので、一括して質問させていただきます。

1つは、今回の改定がどのような理由で行われるのか、それを明確にしてほしいということ。多分県の人事委員会の勧告を受けたということだと思うんですが、これを適用するのはなぜなのか。

今回の勧告がこの地域の実態に合っていると考えているのかどうか。

3点目は、市職員の減額の及ぼす市の経済についての影響をどのように考えているのか。

4点目は、労働組合との交渉過程と結果はどうなっているのかお聞きします。

○**工藤武則議長** 総務部長。

○**小田桐宏之総務部長** 花田議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、どのような理由で改正するのかといった御質問でございます。当市におきましては、以前から基本的に青森県人事委員会勧告に準じて職員の給与改定を行ってきております。また、県内他市の条例改正の予定を調査しましたところ、県内全市にお

いて青森県人事委員会勧告に準じた条例改正を行うと聞いております。こうしたことから、地方公務員法第14条の情勢適応の原則に基づきまして、県及び県内他市並びに県内企業との均衡を考慮しながら、さらには当市の財政事情を勘案しながら青森県人事委員会勧告に準じて今回の条例改正を行うものとするものでございます。

次に、青森県人事委員会の勧告を適用するのはなぜかといった御質問でございます。職員の給与につきましては、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の事業者の従業者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないとされております。このため民間の給与を調査し、基本としています青森県人事委員会勧告に準拠することが妥当であると考えております。

次に、市職員の給与の減額が市の経済に及ぼす影響をどのように考えているかといった御質問でございます。市職員の給与を減額することによりまして、直接的には市の経済に影響するとは考えてございません。しかしながら、間接的には民間事業所の給与水準への影響や市職員の消費動向により多少の影響は否定できないところでありますが、社会経済情勢、当市の財政事情、さらには世論の動向、県及び他市の実施状況等を総合的に勘案し、青森県人事委員会勧告に準じて行うことが最も市民の理解を得られるものと考えてございます。

次に、労働組合との交渉経過と結果についてでございます。五所川原市職員労働組合との間におきましては、11月7日に総務部長交渉を、また11月19日には市長交渉を行い、期末手当の取り扱いについて青森県人事委員会勧告に準拠した内容により条例改正を行いたい旨を回答しております。労働組合とは合意には至ってはおりませんが、今後とも勤務条件の維持改善を図るために民主的に話し合いをしてまいりたいと考えてございますので、御理解を賜りたいと思います。

○工藤武則議長 1番。

○1番 花田 進議員 3番目の質問で、直接的な影響はないのではないかといいましたが、市職員の給与に準拠して給与を決めている事業所っていっぱいあるわけです。例えば保育所とか、そのほかの団体もあります。そこは必ず下げるわけです。そうすると、全体的に市職員だけじゃなくて市役所、市内の多くの企業が賃金を下げる。そうすると、市の収入にも、財政上といいます、市の収入も結果的に減ることになっていくわけですので、その辺は安易に給与を下げるという方向をとらないでいくという点も賢明な方法だと考えています。

以上です。

○工藤武則議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 青森県人事委員会の調査によりますと、民間の事業所の給与等も調査しているといったことで伺ってございますので、その辺は十分民間事業所も給与等を調査していると考えてございます。

○工藤武則議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

発言の通告がありますので、許可いたします。

1番、花田進議員。

○1番 花田 進議員 一登壇一

日本共産党の花田進です。議案第111号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場から発言します。

本条例は、県の人事委員会の勧告が出されたことを受けて、職員給与の一部である一時金を0.1カ月下げるために条例改正を行うものです。地方公務員の給与は、1998年からこの14年間引き下げられることはあっても引き上げが行われない中で、国家公務員が震災対応の財源確保のために2012年と2013年の2年間、平均7.8%引き下げたことにより、地方公務員のほうが給与が高いなどのバッシングが行われています。しかし、毎年給料が引き下げられ、職員の仕事に対するモチベーションの低下を引き起こすのではないかと非常に危惧しております。

働く人の賃金は、生活の糧であります。地方公務員法第24条第3項には、職員の給与は生活費及び国及び他の地方団体並びに民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないと明記されています。このことからすると、職員の給与は生活費を考慮して決めなくてはならないのではないのでしょうか。この原則をなくし、国や民間との比較だけで給与を決定してしまうと、現在のような景気が冷え切っている状況下ではアリ地獄のごとく給与の引き下げが続くことにつながりかねません。さらには、公務員の賃金引き下げが他の民間部門にも波及し、際限なき賃下げの悪循環を生みます。地方経済が落ち込んでいます。このような景気が低迷しているときだからこそ賃金の引き下げを食いとめ、景気を温めるときではないのでしょうか。公務員の給与引き下げの影響を試算した資料があります。労働総研は、2011年に公務員人件費を1割削減することによって家計消費の減少額が2兆5,937億円、それによる国内生産の減少額が5兆8,472億円、国と地方の税収の減少が5,401億円と試算しています。

最後に、市職員として誇りを持って仕事に励むことを願い、反対討論とします。議員の皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○工藤武則議長 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第111号に反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

議案第111号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○**工藤武則議長** 起立多数であります。

よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま可決された1件を除く3件については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤武則議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第108号から議案第110号までの3件は原案のとおり可決されました。

以上をもって今臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

◎閉会宣告

○**工藤武則議長** これにて平成24年五所川原市議会第4回臨時会を閉会いたします。

午前10時25分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年11月28日

五所川原市議会議長 工 藤 武 則

五所川原市議会議員 伊 藤 永 慈

五所川原市議会議員 山 口 孝 夫

五所川原市議会議員 木 村 博